

## 1. 保存活用計画の趣旨について

### 1) 保存活用計画の目的

保存活用計画は、所有者・管理責任者・管理団体（以下「所有者等」という。）が重要文化財（建造物）の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、所有者等が自主的に保存・活用のために行うことのできる範囲等を明らかにし、また、これらに関して所有者等と都道府県及び市町村教育委員会・文化庁の間の合意を形成しておくことによって、所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進されることを目的として策定される。

～重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針（平成 11 年 3 月・文化庁）より抜粋～

### 2) 旧笹川家住宅における保存活用計画の必要性

#### ①施設の改修

屋敷をはじめ、複数の蔵などは建築から約 190 年を経過しており、大規模な改修が必要となっている。改修には、多額の費用がかかるため、国庫補助による改修が不可欠であるが、補助金の交付にあたっては、文化庁から保存活用計画策定による中長期的な視点での改修計画の策定が求められる。

<想定される取組>

- ・ 現況調査
- ・ 課題の抽出
- ・ 活用に見合った修理計画の作成

#### ②活用方法の検討

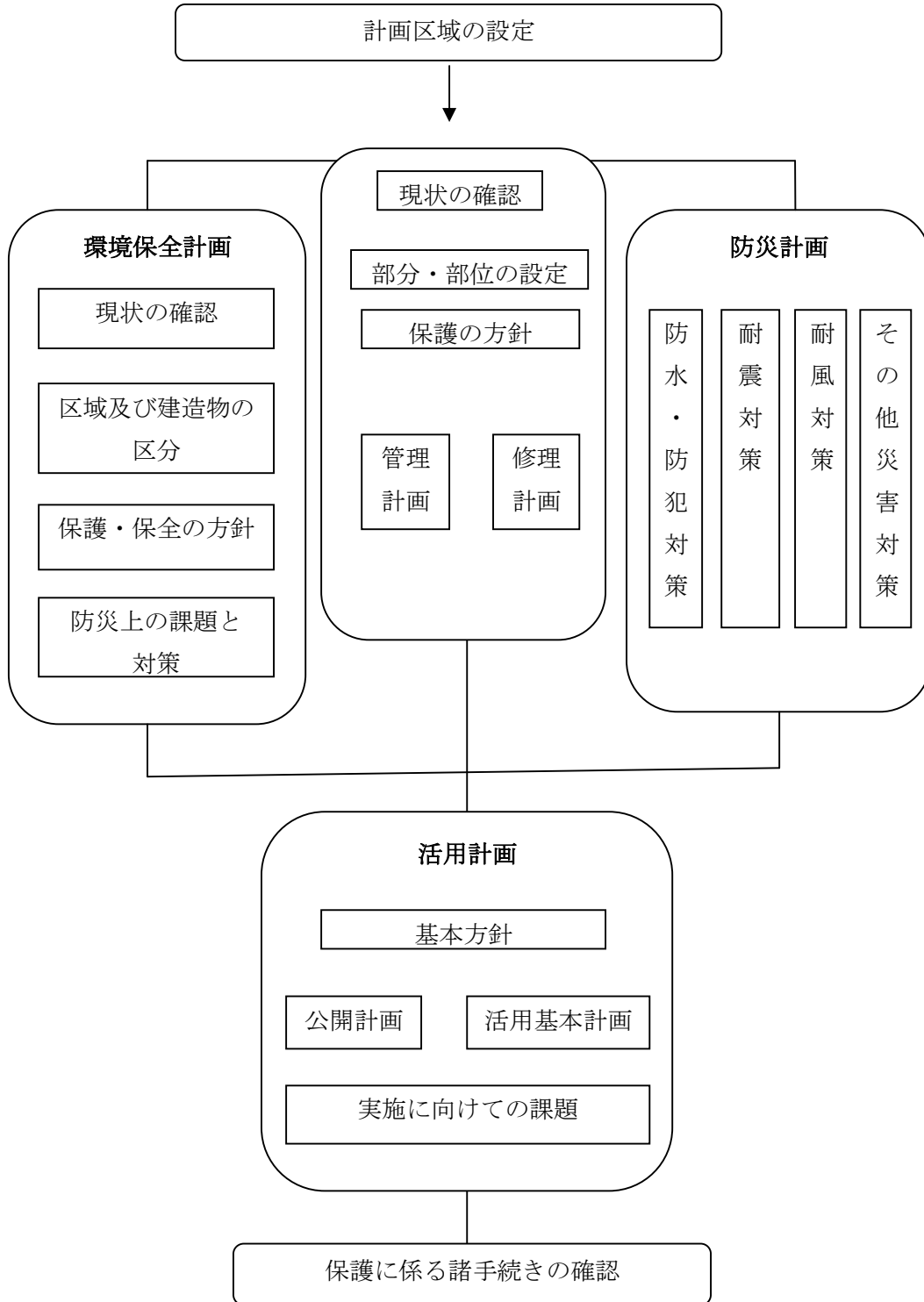
重要文化財旧笹川家住宅においては、曾我・平澤記念館、空地となった福祉施設跡地が隣接しており、一体となった活用をすることで、施設の魅力を向上し、来館者の増加や地域の活性化に繋げる。

また、活用方法を計画することにより、今後の維持管理や管理運営に反映し、市民サービスの向上や経費の節減を図る。

<想定される取組>

- ・ 規模、立地、管理体制に見合った活用方法の考案
- ・ 長期的に維持管理が可能な活用方法の選択  
→ 安易な活用方法の変更は改修を伴い、建造物を傷めることにつながりやすい。
- ・ 建築基準法、消防法、食品衛生法など、関係法令の確認。関連する部署との協議。

図1 重要文化財（建造物）保存活用計画策定の手順



～重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針（平成11年3月・文化庁）より抜粋～

## 2. 旧笹川家住宅保存活用計画策定事業に係る経過報告

合併以降新潟市においては、重要文化財旧笹川家住宅について、観光ポイントとしての有効利用と、唯一の市有重要文化財としての価値を、維持・向上していくよう努めてきている。

特色ある区づくり事業等を利用したイベント、講座等の実施、また水と土の芸術祭の作品展示の場として提供するなど、さまざまな試みを行ってきた。

しかし、入館者は増加を見ず、さらに施設は経年劣化による大規模な修繕を考えなければならない時期を迎えている。

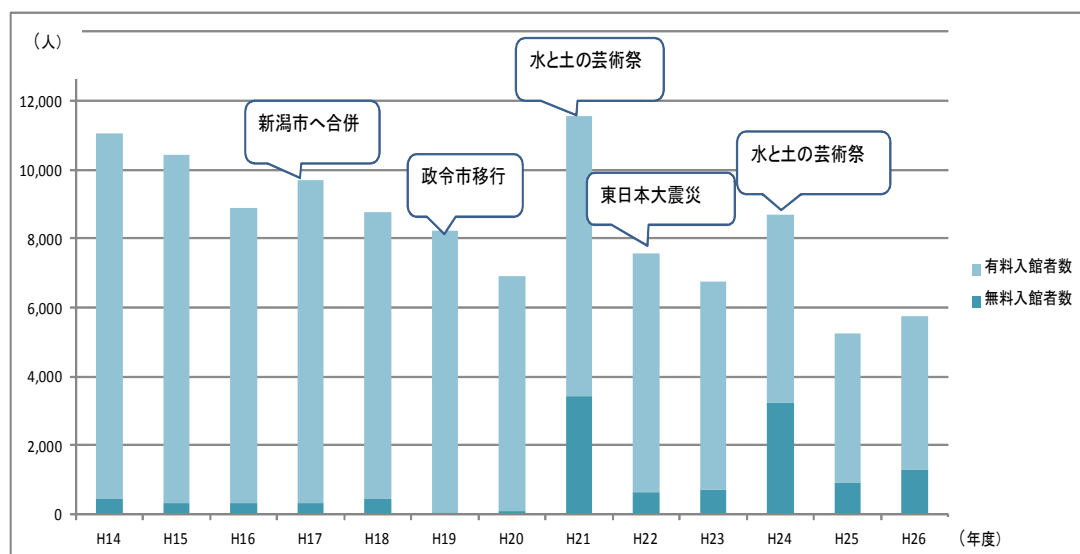
このようなことから、市内では、保存活用計画と修繕計画策定に向け、調整を進めてきた。

平成25年度には、味方地区を中心とした有志による実行委員会が組織され、特色ある区づくり事業として「笹川邸魅力再発見プロジェクト」に着手。ワークショップ、講演会や先進地視察等を行い、笹川邸のこれからと目指す形について調査研究が行われた。平成26年度にはこの結果が「提言書」としてまとめられ、市は提出を受けたところである。

このようなことから、行政だけではなく、市民の想いも十分にあることがわかり、早期に保存活用計画を策定できるよう、平成27年度の補助金申請を行ったものである。

<参考：笹川邸宅入館者数の推移>

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
無料入館者数	436	347	335	338	450	70	90	3,443	628	736	3,220	901	1,310
有料入館者数	10,610	10,098	8,565	9,372	8,309	8,145	6,827	8,110	6,929	6,001	5,475	4,331	4,422
合計	11,046	10,445	8,900	9,710	8,759	8,215	6,917	11,553	7,557	6,737	8,695	5,232	5,732



<平成27年度事務報告>

平成27年6月1日	平成27年度文化財補助金交付決定
平成27年6月2日	「旧笹川家住宅保存活用計画策定検討委員会開催要綱」策定
平成27年6月7日～ 7月6日	公募委員の募集
平成27年6月10日	「旧笹川家住宅保存活用計画策定支援業務委託者選定委員会設置要綱」策定
平成27年6月12日	第1回旧笹川家住宅保存活用計画策定支援業務委託者選定委員会 (要領・仕様書等の確認。企画提案書の内容と業者選定に係る特定の評価項目及び評価基準の確認)
平成27年6月15日	「旧笹川家住宅保存活用計画策定支援業務委託公募型プロポーザル方式による業者選定実施要領」策定
平成27年6月16日	「旧笹川家住宅保存活用計画策定支援業務」公募開始
平成27年6月26日	「旧笹川家住宅保存活用計画策定支援業務」参加表明書提出
平成27年7月1日～ 7月8日	「旧笹川家住宅保存活用計画策定支援業務」企画提案書提出
平成27年7月15日	「旧笹川家住宅保存活用計画策定支援業務」1次審査(書類審査)
平成27年7月22日	公募委員の決定
平成27年7月23日	第2回旧笹川家住宅保存活用計画策定支援業務委託者選定委員会 (2次審査(プレゼンテーション))
平成27年7月24日	「旧笹川家住宅保存活用計画策定支援業務」業者選定結果公表
平成27年7月31日	「旧笹川家住宅保存活用計画策定支援業務」契約締結
平成27年10月27日	第1回旧笹川家住宅保存活用計画検討委員会開催
(平成28年3月1日)	第2回旧笹川家住宅保存活用計画検討委員会開催予定

### 3. 旧笹川家住宅保存活用計画策定検討委員会の開催について

#### 1) 目的

保存活用計画策定においては、有識者及び市役所各部署、市民等との合意形成が必要となるため、委員会を設置し、意見を聞きながら計画を策定する。

#### 2) 構成

- ・ 関係する分野に見識を有する者 3 名（建築・庭園・観光）
- ・ 地元団体の代表者 2 名
- ・ 公募委員 1 名  
（別紙名簿のとおり）

#### 3) 開催計画

- ・ 平成 27 年度

年 月 日	内 容
平成 27 年 10 月 27 日	第 1 回検討委員会 ・ 会長、会長代理の選出 ・ 趣旨説明、経過報告 ・ 調査概要の説明 ・ 現地視察
平成 28 年 3 月 1 日 (予定)	第 2 回検討委員会 ・ 各調査の結果報告と計画の課題と方向性について検討

- ・ 平成 28 年度（予定）

年 月 日	内 容
平成 28 年 6 月頃	第 3 回検討委員会 ・ 計画素案の検討
平成 29 年 1 月頃	第 4 回検討委員会 ・ 計画案の決定